公益財団法人 高知県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://kochi-sports.or.jp

| 医叫 | | 用可能なものに プいては、次のペークに C公用している。Inteps.// Rocin-sports.or.jp |
|---------------------|---------------------------|--|
| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
| [原則1] 組織運営等に関する基 | (1) 組織運営に関する中長期基本計画 | ・組織運営の継続性確保を念頭に必要に応じ、人材の採用や育成の計画を立てている。 |
| 本計画を策定し公表すべきであ | を策定し公表すること | ・また事業運営では、高知県の中長期計画の「第2期高知県スポーツ推進計画ver.4」を踏まえ、毎年度の基本方針や重点 |
| る | | 努力目標を定めた事業計画を理事会、評議員会で承認の上ホームページで公表している。 |
| | | ・組織運営の中長期基本計画については、県内スポーツの統括団体としての機能が果たせるよう安定経営に向けた計画につい |
| | | て検討する。 |
| | | |
| 2 | (2)組織運営の強化に関する人材の採 | ・組織運営を強化するため、実務経験者、組織運営の基幹を担うプロパー職員、県行政との連携を強化するための県派遣職 |
| 本計画を策定し公表すべきであ | | 員、更には年度の業務状況に応じて会計年度任用職員を雇用するなどバランスよく配置している。 |
| 3 | ること | 一・人材採用は、組織規模や財務状況などを勘案し、職員の退職補充など必要に応じその都度、採用計画を策定している。 |
| | | - 人材育成では、業務の継続性を最優先に誰もが対応できるよう業務計画を立て、OJTを基本に勉強会の開催の他、都道府県 |
| | | 体育・スポーツ協会連合会主催の研修会に参加し、職員のキャリアアップを図っている。 |
| 「原則1〕組織運営等に関する其 | (3) 財務の健全性確保に関する計画を | |
| 本計画を策定し公表すべきであ | | 財務三基準を達成できる計画を立て、理事会、評議員会で承認の上ホームページで公表している。 |
| 本計画を東定し五衣りへさじめる | 東応し公衣すること | ・令和2年度に導入した賛助会員制度による自主財源の確保や、経費節減を進め、財務の健全性の確保に努めている。 |
| ঠ | | ・ 7 何 2 平皮に等八した貝切云貝削皮による日工別派の唯木で、柱貝即派で達め、別務の健主性の唯木に労めている。 |
| | (1) 組織の役員及び評議員の構成等にお | ・令和4年6月の理事改選により、外部理事は目標の25%(4名)を達成している。なお外部理事は、統括団体としての性格 |
| するための役員等の体制を整備 | . ,, | 上、加盟団体役員等の関係を有する場合であっても専門的知識を期待して選任した者は外部理事として整理している。 |
| すべきである。 | ①外部理事の目標割合(25%以上)及び | ・女性理事は、令和4年6月の理事改選により2名から4名(25%)に増やしており、今後は加盟団体に役員等への女性の登 |
| | 女性理事の目標割合(40%以上)を設定 | 用を促すなどにより次期役員改選の令和6年6月までの達成を目指す。 |
| | するとともに、その達成に向けた具体的 | |
| | な方策を講じること | |
| | | |
| [原則2]適切な組織運営を確保 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等にお | ・評議員は評議員選任に関する規則に基づき競技種目に精通する者など8分野からの推薦により決定しているが、統括団体と |
| するための役員等の体制を整備 | ける多様性の確保を図ること | しての性質上、加盟団体の代表者中心の構成となっており、令和2年度の評議員改選では、外部評議員は2名(8.3%)、女性 |
| すべきである。 | ②評議員会を置く団体においては、外部 | 評議員は1名(4.3%)となっている。 |
| | 評議員及び女性評議員の目標割合を設定 | ・今後は、次期評議員改選の令和6年6月までに日本スポーツ協会の目標値も参考に外部からの選任も含め、更なる増に努め |
| | するとともに、その達成に向けた具体的 | る。 |
| | 方策を講じること | |
| | | |
| | | |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|---|---|---|
| [原則2] 適切な組織運営を確保 するための役員等の体制を整備 すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | ・当協会では、アスリートがいないため、この項目は該当しない。 |
| [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性 の確保を図ること | ・現在理事会は、知識・経験・能力を備えた理事をバランスよく配置し、意思決定の迅速化や活発な議論ができるよう16名で構成し実効性を確保している。 ・コンプライアンス委員会を含めた所管の4つの委員会には複数の理事を配置し委員会の意見を反映させるとともに、業務執行理事も複数名配置し、代表理事(会長)と適宜連絡を取る体制を整え、緊急事案などにも対応できる体制を確保している。 |
| | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを 設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること | ・本県は、人口が68万人を切り競技スポーツの登録人数も少なく、理事就任時の年齢制限を設けるとスムーズな法人運営に 支障が生じかねないことが懸念されるため、現在、理事の就任時の年齢制限は設けていない。 ・今後は、将来の法人運営の担い手となる人材の発掘により新陳代謝が進むよう、加盟団体の意見も聞きながら役員と評議員 が同時改選となる令和6年6月を目途に検討する。 |
| | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること | ・現在、10年を超えて在任しないよう再任を制限するルール、規則はない。 ・今後は再任制限について、役員等の新陳代謝が進むよう、加盟団体等の意見も聞きながら役員と評議員が同時改選となる令和6年6月を目途に検討する。 |
| | (4)独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | , | ・評議員は評議員選任に関する規則、理事及び監事は理事及び監事選任に関する規則において、高い見識の持ち主を選任しており、役・職員については、役・職員倫理規定第3条で基本的責務、第4条で遵守事項を定めている。 ・法令遵守を更に進めるため、令和2年度には外部の専門家も含めたコンプライアンス委員会を設置している。 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | ・定款をはじめ、評議員選定委員会設置・運営規則、評議員選任に関する規則、理事及び監事選任に関する規則、役・職員倫理規程など法人運営に必要な規定を整備している。 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | ・事務局規程をはじめ、加盟団体規程、委員会規程、スポーツ少年団設置規程、高知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 設置規程など法人の業務推進に必要な規程を整備している。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|---|--|--|
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | ・役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程を整備している。 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | ・定款第5条で基本財産について規定するとともに、経理規程で金銭(第4章)、財務(第5章)、固定資産及び物品(第6章)など法人の財産に関する規程を整備している。 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか | め、財政的基盤を整えるため各種登録料規程を整備している。 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | ・日本スポーツ協会が策定している「国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針」に基づき、関係競技団体と連携等を図り、選考大会及び選考会を行い県代表選手を決定している。 ・令和2年度に指針を踏まえた対応を「委員会規程」の項目に追加している。 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること | ・当協会では審判員登録がないため、この項目は該当しない。 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること | ・法律相談全般について、役員の弁護士と日常的に相談できる体制を整えている。 |
| | (1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること | ・令和2年度にコンプライアンス委員会を設置し、令和3年度にはコンプライアンス委員会を2回開催し、利益相反ポリシーの作成や通報制度の構築などについて審議している。 |
| [原則4] コンプライアンス委員 会を設置すべきである。 | (2) コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者等の 有識者を配置すること | ・コンプライアンス委員会の委員には、弁護士、税理士、学識経験者、業務執行理事(うち1名は女性)、評議員の6名を配置している。 |
| [原則5] コンプライアンス強化 のための教育を実施すべきであ る | (1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | ・役・職員に対する教育を、コンプライアンス委員会の事業に位置づけ、既存の会議や講習会、理事会などで実施している。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|---|---|---|
| [原則5] コンプライアンス強化 のための教育を実施すべきであ る | (2) 選手及び指導者向けのコンプライ アンス教育を実施すること | ・選手及び指導者に対しては、国体選手を中心としたアンチ・ドーピング研修会や公認指導者講習会等で実施している。 |
| [原則5] コンプライアンス強化 のための教育を実施すべきであ | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | ・当協会では、審判員登録がないため、この項目は該当しない。 |
| [原則6] 法務、会計等の体制を 構築すべきである | | ・会計等については監事に年間を通じた調査やチェックを受けるとともに、法律全般については役員の弁護士との間で日常的にサポートを受けられる体制を整備している。 |
| [原則6] 法務、会計等の体制を 構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、 公正な会計原則を遵守すること | ・財務処理については、監事に年間を通じた調査やチェックを受けるとともに、民間の会計支援機関の助言が受けられる体制を整備し適切な処理を行っている。 ・経理処理については、経理規程を定め、適切な会計処理の手順等を規定し、透明性の確保に努めている。 |
| [原則6] 法務、会計等の体制を 構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | |
| [原則7] 適切な情報開示を行う べきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | ・法令で定められている法定備置書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員 名簿他)を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 ・事業・決算報告書等をホームページで開示している。 |
| [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示 も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関す る情報を開示すること | ・国体選手選考は、日本スポーツ協会が策定している「国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針」を関係 団体に周知し適切に行っている。 |
| [原則7] 適切な情報開示を行う べきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示 も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関す る情報等を開示すること | ・当協会のガバナンスコードの遵守状況をホームページで公表している。 ・ホームページにおいて、協会概要や国民体育大会、スポーツ少年団、スポーツ安全保険、各種研修会等をカテゴリーに分けた各種の情報提供や、新着情報などのタイムリーな情報を掲載し広く周知している。 |
| [原則8] 利益相反を適切に管理 すべきである | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当 事者とNF団体との間に生じ得る利益相 反を適切に管理すること | ・役・職員倫理規程第3条で「役・職員は本会定款第3条に規定する目的を達成するため、本会の関係規程に基づき職務を公正かつ誠実に履行しなければならない」と定めている。また第4条で「役・職員は日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」等の役・職員の遵守事項を定めている。 ・令和3年度には利益相反しうる取引を適切に管理し、本会の利益を確保するため、利益相反管理規程を整備している。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|---|--|---|
| [原則8] 利益相反を適切に管理 すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること | ・令和3年度に利益相反ポリシーを策定している。 |
| [原則9] 通報制度を構築すべき である | (1) 通報制度を設けること | ・令和3年度に、本会の役・職員倫理規程及び加盟団体規程を踏まえ、スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程を整備している。 |
| [原則9] 通報制度を構築すべき である | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、 公認会計士、学識経験者等の有識者を中 心に整備すること | ・令和3年度に弁護士や税理士、学識経験者等で構成するコンプライアンス委員会を中心に運用体制を整備している。 |
| [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること | ・加盟団体として不適当と認められる場合は、理事会及び評議員会の決議を経て処分することができると定め、加盟団体規程第19条で処分内容、第20条で弁明の機会を設け、「加盟団体の処分に関する内規」により処分手続きを定めている。第11条第4項では本会の決定事項に対する競技者からの不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って解決される旨周知している。 ・役員については、定款第29条、スポーツ少年団については設置規程第13条で解任を規定し、役・職員倫理規定でも第3条、4条で役・職員の基本的責務や遵守事項を、第6条で規程に違反した場合の対処等を規定している。 ・職員に対する対処は服務規程第28条で解雇、第32条で懲戒処分を規定し、懲戒の判定はその都度査問委員会で行うことを規定している。 ・公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者等の違反等に係る処分は、日本スポーツ協会の登録者等処分規程によるものとしている。 |
| [原則10] 懲罰制度を構築すべ きである | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び 専門性を有すること | ・加盟団体及び役・職員に対する処分審査は、弁護士も参加する理事会、評議員会で行い、職員に対する処分審査は、服務規程第32条第4項の規定に基づきその都度、弁護士も含めた査問委員会で行うこととしている。 |
| [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | () [] | ・加盟団体規程第11条第4項において、本会が実施した決定事項に対する競技者からの不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って解決すると定めている。 |
| [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | | ・スポーツ仲裁機構の利用が可能であることは加盟団体規程第11条第4項で規定し、事案が発生した場合には、処分対象者への書面通知において不服申し立てができる旨を明示する。 |
| [原則12] 危機管理及び不祥事 対応体制を構築すべきである。 | (1) 有事のための危機管理体制を事前 に構築し、危機管理マニュアルを策定す ること | ・令和3年度に役職員等に及ぶ様々な危機を未然に防止し、不祥事が発生した場合のスムーズな対応と再発防止を図るため、 想定される危機を中心に、危機管理マニュアルを作成している。 |
| [原則12] 危機管理及び不祥事 対応体制を構築すべきである。 | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること | ・過去4年間において、当協会での不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|-----------------|---------------------|--|
| [原則12]危機管理及び不祥事 | (3) 危機管理及び不祥事対応として外 | ・過去4年間において、当協会での不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。 |
| 対応体制を構築すべきである。 | 部調査委員会を設置する場合、当該調査 | |
| | 委員会は、独立性・中立性・専門性を有 | |
| | する外部有識者(弁護士、公認会計士、 | |
| | 学識経験者等)を中心に構成すること | |
| [原則13]地方組織等に対する | (1) 加盟規程の整備等により加盟団体 | ・定款第47条で加盟団体を規定し、加盟団体規程第3条で使命、第11条から16条で義務を規定、加盟団体が義務を怠っ |
| ガバナンスの確保、コンプライ | 及び地方組織等の関係団体との間の権限 | た場合や加盟団体として不適当と認めた場合の処分規程を整備するなど権限関係を明確にした上で、加盟団体連絡競技会など |
| アンスの強化等に係る指導、助 | 関係を明確にするとともに、地方組織等 | でガバナンスコードの趣旨説明やセルフチェックシートの活用等を指導・助言している。 |
| 言及び支援を行うべきである。 | の組織運営及び業務執行について適切な | |
| | 指導、助言及び支援を行うこと | |
| [原則13]地方組織等に対する | (2) 加盟団体及び地方組織等の関係団 | ・地方組織等の組織運営等に対し、一般スポーツ団体としての責務を果たせるよう講習会の案内や個別の助言などを実施して |
| ガバナンスの確保、コンプライ | 体の運営者に対する情報提供や研修会の | いる。 |
| アンスの強化等に係る指導、助 | 実施等による支援を行うこと | ・加盟団体等に対しては、加盟団体のガバナンス強化のため、加盟団体連絡協議会等でガバナンスコード遵守のためのチェッ |
| 言及び支援を行うべきである。 | | クリストの実施依頼や説明会の開催、講習会の案内、相談受付など計画的な支援を行っている。 |